

レンタカー利用規約 車両保守編

契約が2日以上になる場合には備え付けの点検簿に従って毎日始業点検を実施して下さい。

エンジンオイルは点検表に記載された距離までに交換して下さい。

ウインドウワッシャー液、冷却クーラントの補充やタイヤ、ワイパーゴムの摩耗等、ブレーキパットの摩耗、異音があった場合は補充交換を行って下さい。

店舗にお持ちいただければ各種交換、もしくは車両入替などの対応をいたします。ご来店の際はご連絡下さい。

店舗にお越し頂けない場合は借り受け人（契約者）で行って下さい。

その他、不具合や故障、異音等を発見した際はすぐに走行を停止し店舗へ相談して下さい。

★印点検整備を怠った場合及び不具合や故障等を発見してそのまま走行して車両を故障させた場合の修理代についてはお客様の負担になってしまいます。